

2023年10月

お客さま各位

大垣西濃信用金庫

インボイス制度に向けた当庫の対応について

2023年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されました。
大垣西濃信用金庫は、適格請求書発行事業者としての登録を完了しております。

法人番号	T1200005004297
商号又は名称	大垣西濃信用金庫
本店又は主たる事務所の所在地	岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地

(国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトでもご確認いただけます。)

大垣西濃信用金庫が役務提供するサービスに対して、お客さまがお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につき、当庫の交付するインボイスにより仕入税額控除を受けることができます。以下、インボイス制度への当庫の対応となりますので、通知いたします。

なお、適格請求書等保存方式に係る制度概要については、国税庁のインボイス制度公表サイトをご参照ください。

記

<営業店窓口等でお支払いいただく手数料について>

1. 営業店窓口、WEB-FB 等でお支払いいただく各種手数料について「インボイス管理票」等をお客様のご請求に応じて発行いたします。(web 閲覧方式等にて対応予定)
2. 紙媒体での振込依頼書・給与振込・総合振込についてはお客様にお渡しする「お客様控え」「振込金受取書」をインボイス対応させていただきます。

<ATMでのお取引について>

ATMでのお取引につきましては、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等(自動販売機特例)」に該当し、インボイスの交付義務が免除されるため、インボイスの発行はいたしません。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATMから出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。なお、仕入税額控除を受けるに当たり、「ご利用明細」等の保存は不要です。

インボイス制度への対応、その他各種手続きなどにつきましてご不明点等ございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上